

令和 5 年度

福島地方最低賃金審議会

第 3 回計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・
理化学機械器具、時計・同部品、眼鏡製造業専門部会
議 事 録

日 時：令和 5 年 1 1 月 1 4 日(火)
9:30～11:30
場 所：福島合同庁舎 4 階会議室
出席者：(公)橋本、長谷川、森谷
(労)小野田、塩谷、松本
(使)金子、鈴木、渡辺

1 開 会

(室 長) 定刻になりましたので、これより第 3 回計量器等製造業最低賃金専門部会を開催します。

委員の皆様には、大変お忙しいところご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

(部 会 長) 議事に入る前に、事務局は定足数の確認をお願いします。

(補 佐) 本日は、委員全員の出席をいただいておりますので、最低賃金審議会令第 6 条第 6 項の規定により、本専門部会が有効に成立していることを報告いたします。

2 議 事

(部 会 長) これより議事に入ります。

(1) 金額審議について

(部会長) 金額の審議に入りたいと思いますが、前回、11月9日に開催した第2回専門部会の金額審議において、労使とも2回のご提示を行っていただきましたが、金額の一致には至らず、労働者側42円引き上げて931円。使用者側29円引き上げて918円で、労使の提示額には13円の隔たりがあります。

委員の皆様には、本日、全会一致で結審し、早期に発効できますよう、特段のご協力をお願いします。前回の専門部会終了後に労使とも提示額について協議していただいていることと思います。

労働者側より金額審議に入りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

《 異議なしの声 》

金額審議

(部会長) 皆様のご努力によりまして、金額の一致が得られました。ありがとうございます。

それでは、本専門部会の結論について確認します。福島県計量器等製造業最低賃金を、次のように改正する。時間額928円、引き上げ額39円とする、とすることによろしいでしょうか。

《 異議なしの声 》

(部会長) 以上の金額をもって全会一致となりましたので、最低賃金審議会令第6条第5項に基づき、本専門部会の決議をもって審議会の決議とします。

事務局は、専門部会長から審議会会長へ提出する報告書の作成をお願いします。作成完了までの間、休憩とします。

(休 憩)

(部会長) それでは再開します。

【報告書原本を部会長に手交】

【報告書の写しを各委員へ配付】

(部会長) 報告書の読み上げをお願いします。

(室長) 【報告書の読み上げ】

(部会長) 以上の内容でよろしいでしょうか。

《 異議なしの声 》

(部会長) ただいまの報告書に基づき、最低賃金審議会令第6条第5項の規定により、全会一致の場合は、専門部会の議決をもって審議会の議決とすることから、専門部会長から労働基準部長へ答申文を手交することで、審議会会長から福島労働局長への答申とします。

事務局は準備をお願いします。

【部会長から基準部長へ答申文を手交】

【答申文の写しを各委員へ配付】

(部会長) それでは、答申文の読み上げをお願いします。

(室長) 【答申文の読み上げ】

(部会長) 次に、田沼労働基準部長よりご挨拶をお願いします。

(基準部長) ただいま、福島県計量器等製造業最低賃金の改正決定にかかる答申を頂戴いたしました。

10月10日に金額改正の諮問を申し上げて以来、橋本部会長をはじめ、専門部会の各委員の皆様には、ご多忙中のところ、精力的にご審議いただき答申を頂きましたことに厚くお礼申し上げます。労使のイニシアティブの発揮により、全会一致で答申賜りましたことに対し、心より感謝申し上げます。

私どもとしましては、この答申を尊重しまして、早期に特定最低賃金を改正し、また周知・広報の徹底を図って参る所存ですので、今後ともよろしくお願い申し上げます。

(2) 今後の日程について

(部会長) 特定最低賃金の改正に関する今後の日程について、事務局より説明してください。

(室長) 本日の答申内容を本日より15日間公示し、異議の申出を受け付けます。異議の申出があった場合には、異議申立に係る審議会を開催する予定です。

異議申立に係る審議会を開催する場合は、日程調整を行い、確定次第、審議会委員の皆様にご連絡申し上げます。

なお、異議の申出がなかった場合は、審議会の開催はなく、効力発生日は法定発効で最短で令和6年1月12日となります。

3 閉 会

(部会長) 専門部会委員の皆様には、ご多忙のところ長時間の審議の上、大変なご努力をいただきましたこと、全会一致で結審しましたこと、心よりお礼申し上げます。

以上をもちまして専門部会を閉会とします。